

大分県報

令和三年
第二四五号
九月二十四日

（金曜日）

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………
- 土地改良区の定款変更認可……………
- 特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………
- 道路の供用開始……………
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………

告示

大分県告示第五百六十八号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
令和三年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 指定障害区分 | 医師氏名 | 勤務場所 | 指定年月日 |
|----------|------|----------------------|---------|
| 呼吸器の機能障害 | 西尾末広 | 独立行政法人国立病院機構別府医療センター | 令三・六・一七 |
| 呼吸器の機能障害 | 鳥越千尋 | 独立行政法人国立病院機構別府医療センター | 〃 |

令和三年九月二十四日

大分県報（告示）

一

| 聴覚障害 | 聴覚障害 | 聴覚障害 | 聴覚障害 | 聴覚障害 |
|---|------|---|------|------|
| 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 | 伊東和恵 | 大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘二丁目一番地 | 〃 | 〃 |
| 腎臓の機能障害 | 植田 薫 | 豊後大野市三重町赤嶺一二五〇番地一 | 〃 | 〃 |
| 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 | 松永崇志 | 独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター 佐伯市常盤西町七番八号 | 〃 | 〃 |
| 肢体不自由 | 宮城知也 | 医療法人社団知心会一ノ宮脳神経外科病院 日田市竹田新町二の四八 | 〃 | 〃 |
| | | 別府市内竈一四七三番地 | | |

大分県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和三年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 土地改良区名 | 所在地 | 認可年月日 |
|---------|-----|---------|
| 池辺土地改良区 | 日田市 | 令三・九・一三 |

大分県告示第五百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和三年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称

米水津漁獲加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合米水津支店の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業のうちまき網又は船びき網を使用して行う漁業

大分県告示第五百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

大分市大字賀来字御坊迫二〇八六番四地内

大分市大字賀来字川久保一五八五番一から

大分市大字荏隈字深河内一四五〇番まで

令三・九・二四

県道小挾間大分線

大分県告示第五百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年九月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

指定の区分

県道別府山香線

別府市大字鶴見字岩国三九四九番三から
別府市大字鶴見字中野四九一番一三まで

上下線

大分県告示第五百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年九月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画公園事業

八・五・二号 大友氏遺跡歴史公園

三 事業施行期間

変更前 平成十九年一月二十六日から令和七年三月三十一日

変更後 平成十九年一月二十六日から令和九年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

令和二年三月三十一日大分県告示第二百一号の事業地(九・〇五ヘクタール)に、大分市顕徳町三丁目及び六坊北町(一・四七ヘクタール)を加える。

2 使用の部分

変更なし

○公 告

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり令和三年度職業訓練指導員試験を実施する。

令和三年九月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 試験区分

1 実技試験及び学科試験を行う免許職種
電気科、電気工事科、建築科及び配管科

2 学科試験のみを行う免許職種

(一) 学科試験のうち、関連学科(系基礎学科及び専攻学科)及び指導方法について試験を行う免許職種

受験申請書の受付後、大分県商工観光労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。

九 合格判定の基準

1 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について、満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。

3 学科試験のうち指導方法について、満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

4 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

十 合格者の発表

令和三年十二月十五日（水曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに掲載し、本人宛て書面で通知する。

十一 欠格者

次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

1 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

十二 その他

1 詳細については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六一―三三三〇）に問い合わせること。

2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工観光労働部雇用労働政策課に連絡すること。